

令和 8 年度南陽市骨髓移植ドナー助成事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

南陽市長 白 岩 孝 夫

令和 8 年度南陽市骨髓移植ドナー助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業における骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供を行った者に対し、市が予算の範囲内で交付する補助金に関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 4 2 年規則第 3 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、骨髓等の提供が完了した者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓等の提供が完了した日（以下「骨髓等提供日」という。）に市内に住所を有している者であること。
- (2) 骨髓等の提供を行うための休暇制度が導入された事業所又は事務所に勤務する者でないこと。
- (3) 他の法令等により助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者であること。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接（骨髓等の採取のための手術及びこれに関連した医学的処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。）の日数に 2 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髓等の提供につき 1 4 万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) その他骨髓等の提供に必要な通院等であって骨髓バンク又は医療機関が必要と認め

るもの

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南陽市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類（証明書）
- (2) 申請者が骨髄等提供日に医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者であったことを証する書類（医療保険証の写し）

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに必要な審査を行い、助成金の交付の可否を決定するとともに、その結果を南陽市骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者がある場合には、市長は、その者から当該助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。